

国自旅第266号
平成28年12月27日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）

平成26年の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成21年法律第64号）改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととされている。

このため、平成28年4月に策定した「タクシー革新プラン2016 ～選ばれるタクシー～」においては、特定地域・準特定地域（以下、「特定地域等」という。）における地域指定の効果について、具体的な項目を定め、改善度や目標達成度を通じて地域・事業者の取組を評価し、その結果を公表することとしている。

については、今後下記要領に基づき調査することとしたので、管内運輸支局等に周知されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

I 共通事項

- ① 調査対象：特定地域等の全事業者
- ② 調査対象期間：毎年4月1日～3月31日までの間、もしくは年度末時点（「賃金の改善度」については、別に定める期間）
- ③ 報告期限：本省あて毎年6月末日
- ④ 公表時期：毎年8月（平成29年度以降）
- ⑤ 公表の方法：地域のタクシー協会は、特定地域等の計画に基づく適正化・活性化の取組状況（地域単位、事業者単位）をホームページで公表。国土交通省は、全国の対象地域単位の適正化・活性化フォローアップ結果をとりまとめ、ホームページで公表。

II フォローアップの内容

1 適正化事業について

(1) 減車、休車、営業方法の制限、実働率の状況

調査対象期間：4月1日～3月31日

調査項目：当該期間における減車等台数・実働率

※輸送実績報告書に基づき、集計の上報告すること。

(2) 労働環境改善に向けた取組状況

① 特定地域等指定基準に基づく指標

調査対象期間：4月1日～3月31日

調査項目：

- ・日車営収の改善度
- ・実在車両数と適正車両数の乖離率の改善度
- ・実働実車率の改善度
- ・赤字事業者車両数シェアの改善度

※輸送実績報告書・事業報告書に基づき、集計の上報告すること。

② 賃金の改善度

調査対象期間：2月～4月の3ヶ月間

調査項目：運転者給与支払総額、運転者総労働時間、総売上 等

※別紙様式1により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

③ 運転者負担の解消割合

調査対象期間：年度末時点

調査項目：カード手数料、無線使用料、カーナビ・GPS使用料、制服代、黒タク乗務料、
回送時の高速料金、公共的割引料金 等

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

④ 平均車齢の改善度

調査対象期間：年度末時点

調査項目：平均車齢

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

⑤ キャリアパスの明示・スキル評価の有無

調査対象期間：4月1日～3月31日

調査項目：キャリアパスの明示、スキルアップのための研修制度、スキルに対する処遇面
での評価の有無、採用者数、採用者平均年齢、離職者の平均勤続年数 等

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

2 活性化事業について

(1) 評価指標

調査対象期間：年度末時点
調査項目：以下の項目毎に目標値の設定を前提

- ① 妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア
- ② UD 研修受講者数及び受講運転者数シェア
- ③ 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア
- ④ 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア
- ⑤ アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

以下、設定することが望ましい項目

- ⑥ UD タクシーの導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑦ 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑧ 先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑨ クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

(2) 計画的な活性化の促進

各協議会は、活性化の取組を計画的に進めるため、項目毎に目標値を設定し、調査結果の検証と新たな目標を設定し、6月末までに国土交通省に報告する。なお、本報告は地域計画へ反映したものの提出をもって代えることができることとする。

新たな目標（項目の追加、目標値の見直し等）の設定においては、利用者アンケート等を活用し利用者の満足度を踏まえるなど、サービスの拡大と合わせ内容の充実についても見直しを検討する。

協議会の存する地域のタクシー協会は、新たな目標の設定等に関する協議会の開催に際し、時間的余裕を持って調査結果を協議会に報告する。

3 評価手法

(1) 地域の取組に対する評価

- ・ 1（2）、2（1）の各項目について、対前年同期比の伸び率（改善度）をもって評価する。
- ・ 全国における特定地域等の平均値に対する各特定地域等の値を比較し評価する。

(2) 個別事業者の取組に対する評価

- ・ 1（2）、2（1）の各項目について、対前年同期比の伸び率（改善度）をもって評価する。
- ・ 地域の平均値に対する各事業者の値を比較し評価する。

4 公表の内容・方法

(1) 地域のタクシー協会の場合

- ・地域のタクシー協会は、国土交通省の集計結果をもとに、管内の状況について特定地域等毎に公表する。
- ・(2)により優良事業者としての評価を受けた事業者の実績を公表する。

(2) 国土交通省の場合

- ・国土交通省は、1 (1)、(2)、2 (1)の各項目について、全国の平均値とともに、特定地域等毎に地域の平均値を公表する。なお、本調査の実施にあたり協力が得られなかった事業者があった場合は、当該地域における協力が得られなかった事業者数を合わせて公表する。
- ・全ての項目において、地域の平均値を上回り、取組事項が先進的であるなど、総合的に判断して、優良である事業者を公表することとする。

5 その他

本調査は、行政処分及び監査を行うことを目的として実施するものではない。

別添

国自旅第266号の2
平成28年12月27日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し、調査協力について周知されたい。

公 示

「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について」の
一部改正について

標記について、別紙改正欄のとおり一部改正したので公示する。

平成29年 3月15日

関東運輸局長 持永 秀毅

改 正		現 行	
公 示		公 示	
一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について		一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について	
「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」(平成26年1月27日付け公示。)の規定に基づき、下記営業区域毎の公定幅運賃の範囲を別紙のとおり指定したので公示する。		「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」(平成26年1月27日付け公示。)の規定に基づき、下記営業区域毎の公定幅運賃の範囲を別紙のとおり指定したので公示する。	
平成26年 2月28日		平成26年 2月28日	
関東運輸局長 原 喜信		関東運輸局長 原 喜信	
記		記	
1. 適用する営業区域		1. 適用する営業区域	
都県名	営業区域	都県名	営業区域
東京都	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏及び西多摩交通圏	東京都	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏及び西多摩交通圏
神奈川県	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏及び小田原交通圏	神奈川県	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏及び小田原交通圏
千葉県	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び市原交通圏	千葉県	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び市原交通圏
埼玉県	県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏	埼玉県	県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏
群馬県	東毛交通圏及び中・西毛交通圏	群馬県	東毛交通圏及び中・西毛交通圏
茨城県	水戸県央交通圏、県南交通圏、 県西交通圏及び県北交通圏	茨城県	水戸県央交通圏、県南交通圏、 県西交通圏及び県北交通圏
栃木県	宇都宮交通圏、県南交通圏及び塩那交通圏	栃木県	宇都宮交通圏、県南交通圏及び塩那交通圏
山梨県	甲府交通圏	山梨県	甲府交通圏
2. 公定幅運賃 別紙のとおり		2. 公定幅運賃 別紙のとおり	

3. 適用日

平成29年4月17日

附 則（平成27年10月1日 一部改正）

本公示は、平成27年10月1日以降適用する。

附 則（平成28年12月20日 一部改正）

本公示は、平成28年12月20日以降適用する。

附 則（平成29年3月15日 一部改正）

本公示は、平成29年3月15日以降適用する。

3. 適用日

平成29年1月30日

附 則（平成27年10月1日 一部改正）

本公示は、平成27年10月1日以降適用する。

附 則（平成28年12月20日 一部改正）

本公示は、平成28年12月20日以降適用する。

改正

(別紙)

小田原交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	850 円	215 m 90 円	1 分 20 秒 90 円	4,260 円	30 分 4,260 円
B 運賃	840 円	218 m 90 円	1 分 20 秒 90 円	4,210 円	30 分 4,210 円
C 運賃	830 円	220 m 90 円	1 分 20 秒 90 円	4,160 円	30 分 4,160 円
D 運賃	820 円	223 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	4,110 円	30 分 4,110 円
E 運賃	810 円	226 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	4,060 円	30 分 4,060 円
下限運賃	800 円	228 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	4,010 円	30 分 4,010 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	230 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	3,910 円	30 分 3,910 円
B 運賃	800 円	233 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	3,860 円	30 分 3,860 円
C 運賃	790 円	236 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	3,810 円	30 分 3,810 円
D 運賃	780 円	239 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,770 円	30 分 3,770 円
E 運賃	770 円	242 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,720 円	30 分 3,720 円
下限運賃	760 円	245 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,670 円	30 分 3,670 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	247 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,560 円	30 分 3,560 円
B 運賃	760 円	250 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,510 円	30 分 3,510 円
C 運賃	750 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,470 円	30 分 3,470 円
D 運賃	740 円	257 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,420 円	30 分 3,420 円
下限運賃	730 円	260 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,380 円	30 分 3,380 円

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

現行

(別紙)

小田原交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	227 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	4,050 円	30 分 4,050 円
B 運賃	800 円	230 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	4,000 円	30 分 4,000 円
C 運賃	790 円	233 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	3,950 円	30 分 3,950 円
D 運賃	780 円	236 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	3,900 円	30 分 3,900 円
E 運賃	770 円	239 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,850 円	30 分 3,850 円
下限運賃	770 円	239 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,800 円	30 分 3,800 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	242 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,720 円	30 分 3,720 円
B 運賃	760 円	245 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,670 円	30 分 3,670 円
C 運賃	750 円	248 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,620 円	30 分 3,620 円
下限運賃	740 円	252 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,580 円	30 分 3,580 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	260 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,390 円	30 分 3,390 円
B 運賃	720 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,340 円	30 分 3,340 円
C 運賃	710 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,300 円	30 分 3,300 円
下限運賃	700 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,300 円	30 分 3,300 円

④小型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	710 円	268 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,290 円	30 分 3,290 円
B 運賃	700 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,240 円	30 分 3,240 円
下限運賃	690 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,200 円	30 分 3,200 円

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

改正

東毛及び中・西毛交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	850円	243m 90円	1分30秒 90円	3,570円	30分 3,570円
B運賃	840円	246m 90円	1分30秒 90円	3,530円	30分 3,530円
C運賃	830円	249m 90円	1分30秒 90円	3,490円	30分 3,490円
D運賃	820円	252m 90円	1分35秒 90円	3,440円	30分 3,440円
下限運賃	810円	255m 90円	1分35秒 90円	3,400円	30分 3,400円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	810円	259m 90円	1分35秒 90円	3,360円	30分 3,360円
B運賃	800円	262m 90円	1分35秒 90円	3,320円	30分 3,320円
C運賃	790円	266m 90円	1分40秒 90円	3,280円	30分 3,280円
D運賃	780円	269m 90円	1分40秒 90円	3,240円	30分 3,240円
下限運賃	770円	272m 90円	1分40秒 90円	3,190円	30分 3,190円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	770円	278m 90円	1分40秒 90円	3,140円	30分 3,140円
B運賃	760円	282m 90円	1分45秒 90円	3,100円	30分 3,100円
C運賃	750円	285m 90円	1分45秒 90円	3,060円	30分 3,060円
D運賃	740円	289m 90円	1分45秒 90円	3,020円	30分 3,020円
下限運賃	730円	293m 90円	1分45秒 90円	2,980円	30分 2,980円

現行

	2.0km		併用運賃		30分		併用運賃
	初乗運賃	加算運賃			初乗運賃	加算運賃	
A(上限運賃)	810円	256m 90円	1分35秒 90円	3,400円	30分 3,400円		
B運賃	800円	259m 90円	1分35秒 90円	3,360円	30分 3,360円		
C運賃	790円	262m 90円	1分35秒 90円	3,320円	30分 3,320円		
D運賃	780円	266m 90円	1分40秒 90円	3,270円	30分 3,270円		
E運賃	770円	273m 90円	1分40秒 90円	3,230円	30分 3,230円		
F運賃	760円	277m 90円	1分40秒 90円	3,190円	30分 3,190円		
下限運賃	750円	280m 90円	1分45秒 90円	3,150円	30分 3,150円		

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	770円	273m 90円	1分40秒 90円	3,200円	30分 3,200円
B運賃	760円	277m 90円	1分40秒 90円	3,160円	30分 3,160円
C運賃	750円	280m 90円	1分45秒 90円	3,120円	30分 3,120円
D運賃	740円	284m 90円	1分45秒 90円	3,080円	30分 3,080円
E運賃	730円	293m 90円	1分45秒 90円	3,030円	30分 3,030円
下限運賃	720円	297m 90円	1分50秒 90円	2,990円	30分 2,990円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	730円	293m 90円	1分45秒 90円	2,990円	30分 2,990円
B運賃	720円	297m 90円	1分50秒 90円	2,950円	30分 2,950円
C運賃	710円	301m 90円	1分50秒 90円	2,910円	30分 2,910円
D運賃	700円	305m 90円	1分50秒 90円	2,870円	30分 2,870円
E運賃	690円	310m 90円	1分55秒 90円	2,830円	30分 2,830円
下限運賃	680円	314m 90円	1分55秒 90円	2,830円	30分 2,830円

④小型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	710円	301m 90円	1分50秒 90円	2,890円	30分 2,890円
B運賃	700円	305m 90円	1分50秒 90円	2,850円	30分 2,850円
C運賃	690円	310m 90円	1分55秒 90円	2,810円	30分 2,810円
D運賃	680円	314m 90円	1分55秒 90円	2,770円	30分 2,770円
E運賃	670円	319m 90円	1分55秒 90円	2,730円	30分 2,730円
下限運賃	660円	324m 90円	2分0秒 90円	2,730円	30分 2,730円

2. タクシー(加算時間短縮)

①特定大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,400円	1,130円

改正

2. タクシー(加算時間短縮)

①特定大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,570 円	1,190 円
B 運 賃	3,530 円	1,170 円
C 運 賃	3,490 円	1,160 円
D 運 賃	3,440 円	1,140 円
下 限 運 賃	3,400 円	1,140 円

②大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,360 円	1,120 円
B 運 賃	3,320 円	1,100 円
C 運 賃	3,280 円	1,090 円
D 運 賃	3,240 円	1,080 円
下 限 運 賃	3,190 円	1,070 円

③普通車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,140 円	1,040 円
B 運 賃	3,100 円	1,030 円
C 運 賃	3,060 円	1,020 円
D 運 賃	3,020 円	1,000 円
下 限 運 賃	2,980 円	1,000 円

3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

現行

2. タクシー(加算時間短縮)

①特定大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,400 円	1,130 円
B 運 賃	3,360 円	1,120 円
C 運 賃	3,320 円	1,100 円
D 運 賃	3,270 円	1,090 円
E 運 賃	3,230 円	1,070 円
F 運 賃	3,190 円	1,060 円
下 限 運 賃	3,150 円	1,050 円

②大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,200 円	1,060 円
B 運 賃	3,160 円	1,050 円
C 運 賃	3,120 円	1,040 円
D 運 賃	3,080 円	1,020 円
E 運 賃	3,030 円	1,010 円
下 限 運 賃	2,990 円	1,000 円

③普通車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	2,990 円	990 円
B 運 賃	2,950 円	980 円
C 運 賃	2,910 円	970 円
D 運 賃	2,870 円	950 円
下 限 運 賃	2,830 円	950 円

④小型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	2,890 円	960 円
B 運 賃	2,850 円	950 円
C 運 賃	2,810 円	930 円
D 運 賃	2,770 円	920 円
下 限 運 賃	2,730 円	910 円

3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

改正

甲府交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	850 円	234 m	90 円 1分 25 秒	90 円	4,060 円
B 運賃	840 円	237 m	90 円 1分 30 秒	90 円	4,010 円
C 運賃	830 円	240 m	90 円 1分 30 秒	90 円	3,960 円
D 運賃	820 円	243 m	90 円 1分 30 秒	90 円	3,920 円
E 運賃	810 円	246 m	90 円 1分 30 秒	90 円	3,870 円
F 運賃	800 円	249 m	90 円 1分 30 秒	90 円	3,820 円
G 運賃	790 円	252 m	90 円 1分 35 秒	90 円	3,770 円
H 運賃	780 円	255 m	90 円 1分 35 秒	90 円	3,730 円
下限運賃	770 円	258 m	90 円 1分 35 秒	90 円	3,680 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	250 m	90 円 1分 30 秒	90 円	3,840 円
B 運賃	800 円	253 m	90 円 1分 35 秒	90 円	3,790 円
C 運賃	790 円	256 m	90 円 1分 35 秒	90 円	3,750 円
D 運賃	780 円	260 m	90 円 1分 35 秒	90 円	3,700 円
E 運賃	770 円	263 m	90 円 1分 35 秒	90 円	3,650 円
F 運賃	760 円	266 m	90 円 1分 40 秒	90 円	3,600 円
G 運賃	750 円	270 m	90 円 1分 40 秒	90 円	3,560 円
H 運賃	740 円	274 m	90 円 1分 40 秒	90 円	3,510 円
下限運賃	730 円	277 m	90 円 1分 40 秒	90 円	3,460 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	268 m	90 円 1分 40 秒	90 円	3,630 円
B 運賃	760 円	272 m	90 円 1分 40 秒	90 円	3,580 円
C 運賃	750 円	275 m	90 円 1分 40 秒	90 円	3,540 円
D 運賃	740 円	279 m	90 円 1分 40 秒	90 円	3,490 円
E 運賃	730 円	283 m	90 円 1分 45 秒	90 円	3,440 円
F 運賃	720 円	287 m	90 円 1分 45 秒	90 円	3,390 円
G 運賃	710 円	291 m	90 円 1分 45 秒	90 円	3,350 円
H 運賃	700 円	295 m	90 円 1分 50 秒	90 円	3,300 円
下限運賃	690 円	299 m	90 円 1分 50 秒	90 円	3,250 円

現行

甲府交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	247 m	90 円 1分 30 秒	90 円	3,860 円
B 運賃	800 円	250 m	90 円 1分 30 秒	90 円	3,810 円
C 運賃	790 円	253 m	90 円 1分 35 秒	90 円	3,760 円
D 運賃	780 円	257 m	90 円 1分 35 秒	90 円	3,720 円
E 運賃	770 円	264 m	90 円 1分 35 秒	90 円	3,670 円
F 運賃	760 円	267 m	90 円 1分 40 秒	90 円	3,620 円
下限運賃	750 円	271 m	90 円 1分 40 秒	90 円	3,570 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	264 m	90 円 1分 35 秒	90 円	3,650 円
B 運賃	760 円	267 m	90 円 1分 40 秒	90 円	3,600 円
C 運賃	750 円	271 m	90 円 1分 40 秒	90 円	3,560 円
D 運賃	740 円	275 m	90 円 1分 40 秒	90 円	3,510 円
E 運賃	730 円	283 m	90 円 1分 45 秒	90 円	3,460 円
下限運賃	720 円	287 m	90 円 1分 45 秒	90 円	3,410 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	283 m	90 円 1分 45 秒	90 円	3,450 円
B 運賃	720 円	287 m	90 円 1分 45 秒	90 円	3,400 円
C 運賃	710 円	291 m	90 円 1分 45 秒	90 円	3,360 円
D 運賃	700 円	295 m	90 円 1分 50 秒	90 円	3,310 円
E 運賃	690 円	299 m	90 円 1分 50 秒	90 円	3,260 円
下限運賃	680 円	304 m	90 円 1分 50 秒	90 円	3,210 円

④小型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	710 円	291 m	90 円 1分 45 秒	90 円	3,340 円
B 運賃	700 円	295 m	90 円 1分 50 秒	90 円	3,290 円
C 運賃	690 円	299 m	90 円 1分 50 秒	90 円	3,250 円
D 運賃	680 円	304 m	90 円 1分 50 秒	90 円	3,200 円
下限運賃	670 円	308 m	90 円 1分 55 秒	90 円	3,150 円

改正	現行
<p data-bbox="118 264 264 292">2. 定額運賃</p> <p data-bbox="118 300 1014 384">「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。</p>	<p data-bbox="1135 264 1281 292">2. 定額運賃</p> <p data-bbox="1135 300 2031 384">「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。</p>

改正	現行
その他の交通圏は省略	その他の交通圏は省略

公 示

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正について

標記について、別紙改正欄のとおり一部改正したので公示する。

平成29年 3月15日

関東運輸局長 持永 秀毅

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成14年1月17日</p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 上子道雄</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>附則</p> <p>1 本公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。</p> <p>2 1(3)ロ・(4)ロ、2(2)イ・ロ、及び3については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められるものとして別に定める地域において普通車の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それより前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。</p> <p>附則（平成14年4月24日 一部改正）</p> <p>1 本公示は、平成14年4月24日以降適用する。</p> <p>附則（平成14年7月23日 一部改正）</p> <p>1 本公示は、平成14年7月23日以降適用する。</p> <p>附則（平成16年9月29日 一部改正）</p> <p>1 本公示は、平成16年10月1日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。ただし、3.に係る改正については、次の運賃改定の時から適用し、それより前は従前の例による。</p> <p>2 現に大型車に区分される車両であって、3.の規定に基づき、次の運賃改定の時に普通車に区分されることとなるものについては、事業者の申請に基づき、改正前の直近下位の区分に該当するものとして運賃を設定することができるものとする。</p> <p>附則（平成18年2月27日 一部改正）</p> <p>1 本公示は、平成18年3月1日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成14年1月17日</p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 上子道雄</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>附則</p> <p>1 本公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。</p> <p>2 1(3)ロ・(4)ロ、2(2)イ・ロ、及び3については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められるものとして別に定める地域において普通車の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それより前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。</p> <p>附則（平成14年4月24日 一部改正）</p> <p>1 本公示は、平成14年4月24日以降適用する。</p> <p>附則（平成14年7月23日 一部改正）</p> <p>1 本公示は、平成14年7月23日以降適用する。</p> <p>附則（平成16年9月29日 一部改正）</p> <p>1 本公示は、平成16年10月1日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。ただし、3.に係る改正については、次の運賃改定の時から適用し、それより前は従前の例による。</p> <p>2 現に大型車に区分される車両であって、3.の規定に基づき、次の運賃改定の時に普通車に区分されることとなるものについては、事業者の申請に基づき、改正前の直近下位の区分に該当するものとして運賃を設定することができるものとする。</p> <p>附則（平成18年2月27日 一部改正）</p> <p>1 本公示は、平成18年3月1日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。</p>

附則（平成18年11月30日 一部改正）

- 1 本公示は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。
- 2 1(3)ロ、3については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続きをまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として別に定める地域において普通車（普通車の車種区分がない地域においては別に定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それよりも前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

附則（平成21年9月30日 一部改正）

- 1 本公示は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。

附則（平成22年6月24日 一部改正）

- 1 本公示は、平成22年7月1日から適用する。

附則（平成26年1月27日 一部改正）

- 1 本公示は、平成26年1月27日から適用する。

附則（平成26年2月28日 一部改正）

- 1 本公示は、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成27年2月17日 一部改正）

- 1 本公示は、平成27年2月17日 から適用する。

附則（平成29年3月15日 一部改正）

- 1 本公示は、平成29年4月17日 から適用する。

附則（平成18年11月30日 一部改正）

- 1 本公示は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。
- 2 1(3)ロ、3については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続きをまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として別に定める地域において普通車（普通車の車種区分がない地域においては別に定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それよりも前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

附則（平成21年9月30日 一部改正）

- 1 本公示は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。

附則（平成22年6月24日 一部改正）

- 1 本公示は、平成22年7月1日から適用する。

附則（平成26年1月27日 一部改正）

- 1 本公示は、平成26年1月27日から適用する。

附則（平成26年2月28日 一部改正）

- 1 本公示は、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成27年2月17日 一部改正）

- 1 本公示は、平成27年2月17日 から適用する。

改正		現行	
別表		別表	
車種区分	自動車の大きさ等	車種区分	自動車の大きさ等
普通車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員8名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員8名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車でリフト又はスロープにより車椅子で乗降でき、かつ、運行時に車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車。</p> <p>同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員8名以下のもの。</p>	<p>普通車 <u>ただし、別に定める運賃適用地域にあっては、長さが4.6メートル未満のものを小型車とする。</u></p> <p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員8名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員8名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車でリフト又はスロープにより車椅子で乗降でき、かつ、運行時に車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車。</p> <p>同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員8名以下のもの。</p>	
大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員8名以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員7名以上のもの。</p>	<p>大型車</p> <p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員8名以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員7名以上のもの。</p>	
特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員9名以上のもの。</p> <p>ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。</p>	<p>特定大型車</p> <p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員9名以上のもの。</p> <p>ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。</p>	
		<p><u>小型車運賃を適用できる地域</u></p>	<p><u>神奈川県小田原地区、群馬県A地区、群馬県B地区及び山梨県A地区</u></p>
備考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。	備考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

平成29年3月15日

関東運輸局プレスリリース

小田原地区・群馬県A地区・B地区及び山梨県A地区のタクシー運賃改定について

昨年3月以降、小田原地区・群馬県A地区・B地区及び山梨県A地区において、小型車区分廃止を理由としたタクシー運賃改定申請が行われておりましたが、本日付けで新たな運賃の公示しましたのでお知らせします。

1. 新運賃の概要（普通車の場合）

運賃ブロック	運賃の範囲	現 行			改 正				
		初乗運賃	加算運賃		初乗運賃	加算運賃			
小田原地区	上 限	1.8km	730 円	260 m	90 円	1.8km	770 円	247 m	90 円
	下 限		700 円	271 m			730 円	260 m	
群馬県A地区	上 限	2km	730 円	293 m	90 円	2km	770 円	278 m	90 円
	下 限		680 円	314 m			730 円	293 m	
群馬県B地区	上 限	1.8km	730 円	231 m	90 円	1.8km	770 円	219 m	90 円
	下 限		690 円	244 m			730 円	231 m	
山梨県A地区	上 限	1.8km	730 円	283 m	90 円	1.8km	770 円	268 m	90 円
	下 限		680 円	304 m			690 円	299 m	

※車種区分については、小型車区分を廃止する。

詳細は別添1「自動認可運賃表」参照。

2. 運賃改定の概要

別添2のとおり

3. 所要増収率の算定根拠

別添3のとおり

4. 実施時期

平成29年4月17日（月）

連絡先 関東運輸局自動車交通部

旅客第二課 仲野・小林

電話：045-211-7246（直通）

FAX：045-201-8802

（配布先）神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、群馬県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、物流専門紙、ハイタク専門紙

小田原地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	850 円	215 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
B 運賃	840 円	218 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
C 運賃	830 円	220 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
D 運賃	820 円	223 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
E 運賃	810 円	226 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
下限運賃	800 円	228 m 90 円	1 分 25 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,260 円	30 分 4,260 円
B 運賃	4,210 円	30 分 4,210 円
C 運賃	4,160 円	30 分 4,160 円
D 運賃	4,110 円	30 分 4,110 円
E 運賃	4,060 円	30 分 4,060 円
下限運賃	4,010 円	30 分 4,010 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	230 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
B 運賃	800 円	233 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
C 運賃	790 円	236 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
D 運賃	780 円	239 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
E 運賃	770 円	242 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
下限運賃	760 円	245 m 90 円	1 分 30 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,910 円	30 分 3,910 円
B 運賃	3,860 円	30 分 3,860 円
C 運賃	3,810 円	30 分 3,810 円
D 運賃	3,770 円	30 分 3,770 円
E 運賃	3,720 円	30 分 3,720 円
下限運賃	3,670 円	30 分 3,670 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	247 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	760 円	250 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	750 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	740 円	257 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
下限運賃	730 円	260 m 90 円	1 分 35 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,560 円	30 分 3,560 円
B 運賃	3,510 円	30 分 3,510 円
C 運賃	3,470 円	30 分 3,470 円
D 運賃	3,420 円	30 分 3,420 円
下限運賃	3,380 円	30 分 3,380 円

群馬県A地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	850 円	243 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	A (上限運賃)	3,570 円	30 分 3,570 円
B 運賃	840 円	246 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	B 運賃	3,530 円	30 分 3,530 円
C 運賃	830 円	249 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	C 運賃	3,490 円	30 分 3,490 円
D 運賃	820 円	252 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運賃	3,440 円	30 分 3,440 円
下限運賃	810 円	255 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	下限運賃	3,400 円	30 分 3,400 円

2. 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	259 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,360 円	30 分 3,360 円
B 運賃	800 円	262 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,320 円	30 分 3,320 円
C 運賃	790 円	266 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,280 円	30 分 3,280 円
D 運賃	780 円	269 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,240 円	30 分 3,240 円
下限運賃	770 円	272 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	3,190 円	30 分 3,190 円

3. 普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	278 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,140 円	30 分 3,140 円
B 運賃	760 円	282 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	3,100 円	30 分 3,100 円
C 運賃	750 円	285 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,060 円	30 分 3,060 円
D 運賃	740 円	289 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,020 円	30 分 3,020 円
下限運賃	730 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	2,980 円	30 分 2,980 円

群馬県B地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	850 円	190 m 90 円	1 分 10 秒 90 円
B 運賃	840 円	192 m 90 円	1 分 10 秒 90 円
C 運賃	830 円	195 m 90 円	1 分 10 秒 90 円
D 運賃	820 円	197 m 90 円	1 分 15 秒 90 円
下限運賃	810 円	199 m 90 円	1 分 15 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,390 円	30 分 4,390 円
B 運賃	4,340 円	30 分 4,340 円
C 運賃	4,290 円	30 分 4,290 円
D 運賃	4,240 円	30 分 4,240 円
下限運賃	4,180 円	30 分 4,180 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	203 m 90 円	1 分 15 秒 90 円
B 運賃	800 円	206 m 90 円	1 分 15 秒 90 円
C 運賃	790 円	208 m 90 円	1 分 15 秒 90 円
D 運賃	780 円	211 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
下限運賃	770 円	214 m 90 円	1 分 20 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,950 円	30 分 3,950 円
B 運賃	3,900 円	30 分 3,900 円
C 運賃	3,850 円	30 分 3,850 円
D 運賃	3,800 円	30 分 3,800 円
下限運賃	3,750 円	30 分 3,750 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	219 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
B 運賃	760 円	222 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
C 運賃	750 円	225 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
D 運賃	740 円	228 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
下限運賃	730 円	231 m 90 円	1 分 25 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,610 円	30 分 3,610 円
B 運賃	3,560 円	30 分 3,560 円
C 運賃	3,520 円	30 分 3,520 円
D 運賃	3,470 円	30 分 3,470 円
下限運賃	3,420 円	30 分 3,420 円

山梨県A地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		
A (上限運賃)	850 円	234 m	90 円	1 分 25 秒 90 円
B 運賃	840 円	237 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	830 円	240 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
D 運賃	820 円	243 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
E 運賃	810 円	246 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
F 運賃	800 円	249 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
G 運賃	790 円	252 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
H 運賃	780 円	255 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
下限運賃	770 円	258 m	90 円	1 分 35 秒 90 円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	4,060 円	30 分	4,060 円
B 運賃	4,010 円	30 分	4,010 円
C 運賃	3,960 円	30 分	3,960 円
D 運賃	3,920 円	30 分	3,920 円
E 運賃	3,870 円	30 分	3,870 円
F 運賃	3,820 円	30 分	3,820 円
G 運賃	3,770 円	30 分	3,770 円
H 運賃	3,730 円	30 分	3,730 円
下限運賃	3,680 円	30 分	3,680 円

2. 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		
A (上限運賃)	810 円	250 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	800 円	253 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	790 円	256 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	780 円	260 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運賃	770 円	263 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
F 運賃	760 円	266 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
G 運賃	750 円	270 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
H 運賃	740 円	274 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	730 円	277 m	90 円	1 分 40 秒 90 円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	3,840 円	30 分	3,840 円
B 運賃	3,790 円	30 分	3,790 円
C 運賃	3,750 円	30 分	3,750 円
D 運賃	3,700 円	30 分	3,700 円
E 運賃	3,650 円	30 分	3,650 円
F 運賃	3,600 円	30 分	3,600 円
G 運賃	3,560 円	30 分	3,560 円
H 運賃	3,510 円	30 分	3,510 円
下限運賃	3,460 円	30 分	3,460 円

3. 普通車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		
A (上限運賃)	770 円	268 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	760 円	272 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	750 円	275 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	279 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
E 運賃	730 円	283 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
F 運賃	720 円	287 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
G 運賃	710 円	291 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
H 運賃	700 円	295 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	690 円	299 m	90 円	1 分 50 秒 90 円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	3,630 円	30 分	3,630 円
B 運賃	3,580 円	30 分	3,580 円
C 運賃	3,540 円	30 分	3,540 円
D 運賃	3,490 円	30 分	3,490 円
E 運賃	3,440 円	30 分	3,440 円
F 運賃	3,390 円	30 分	3,390 円
G 運賃	3,350 円	30 分	3,350 円
H 運賃	3,300 円	30 分	3,300 円
下限運賃	3,250 円	30 分	3,250 円

別添2

小田原地区・群馬県A地区・B地区及び山梨県A地区における運賃改定の概要

地区	現行上限運賃		申請(要請)改定率	査定上限改定率 〔初乗り〕 加算
小田原地区	普通車 小型車	初乗 730円(1.8km) 加算 90円(260m) 初乗 710円(1.8km) 加算 90円(268m)	0.2%~11.2%	5.1% 〔770円(1.8km) 90円(247m)〕
群馬県A地区	普通車 小型車	初乗 730円(2.0km) 加算 90円(293m) 初乗 710円(2.0km) 加算 90円(301m)	0.8%~9.9%	5.0% 〔770円(2.0km) 90円(278m)〕
群馬県B地区	普通車 小型車	初乗 730円(1.8km) 加算 90円(231m) 初乗 710円(1.8km) 加算 90円(237m)	0.6%~10.0%	4.8% 〔770円(1.8km) 90円(219m)〕
山梨県A地区	普通車 小型車	初乗 730円(1.8km) 加算 90円(283m) 初乗 710円(1.8km) 加算 90円(291m)	0.9%~8.7%	5.2% 〔770円(1.8km) 90円(268m)〕

注)車種区分については、小型車区分を廃止

所要増収率の算定根拠【小田原地区】

原価対象事業者 11社

(単位:千円)

項目	26年度 実績		28年度 査定		28年度 改定後	
	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比
運送収入	3,761,864	97.7%	3,618,071	97.7%	3,801,623	97.8%
運送雑収	15,536	0.4%	15,536	0.4%	15,536	0.4%
営業外収益	71,451	1.9%	71,451	1.9%	71,451	1.8%
計	3,848,851	100.0%	3,705,058	100.0%	3,888,610	100.0%
人件費計	2,544,633	62.8%	2,567,303	66.0%	2,567,303	66.0%
運転者人件費	2,266,307	55.9%	2,282,252	58.7%	2,282,252	58.7%
(うち福利厚生費事業者負担分)	(301,813)	7.5%	(296,949)	7.6%	(296,949)	7.6%
その他人件費	278,326	6.9%	285,051	7.3%	285,051	7.3%
燃料油脂費	275,450	6.8%	162,076	4.2%	162,076	4.2%
車両修繕費	115,633	2.9%	111,332	2.9%	111,332	2.9%
車両償却費	152,521	3.8%	127,636	3.3%	127,636	3.3%
その他運送費	368,697	9.1%	316,095	8.1%	316,095	8.1%
一般管理費	382,254	9.4%	395,104	10.2%	395,104	10.2%
営業外費用	27,189	0.7%	23,973	0.6%	23,973	0.6%
小計	3,866,377	95.4%	3,703,519	95.2%	3,703,519	95.2%
適正利潤	185,091	4.6%	185,091	4.8%	185,091	4.8%
運送原価(計)	4,051,468	100.0%	3,888,610	100.0%	3,888,610	100.0%
利潤込収支差	△ 202,617		△ 183,551		0	
利潤込収支率	95.0%		95.3%		100.0%	
所要増収額	202,617		183,551			
(所要)増収率	5.4%		5.1%			

所要増収率の算定根拠【群馬県A地区】

原価対象事業者 12社

(単位:千円)

項目	26年度 実績		28年度 査定		28年度 改定後	
	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比
運送収入	1,947,273	99.0%	1,928,821	99.0%	2,024,500	99.0%
運送雑収	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
営業外収益	20,416	1.0%	20,416	1.1%	20,416	1.0%
計	1,967,689	100.0%	1,949,237	100.0%	2,044,916	100.0%
人件費計	1,195,858	56.8%	1,235,896	60.4%	1,235,896	60.4%
運転者人件費	1,101,510	52.3%	1,139,320	55.7%	1,139,320	55.7%
(うち福利厚生費事業者負担分)	(119,269)	5.7%	(121,193)	5.9%	(121,193)	5.9%
其他人件費	94,348	4.5%	96,576	4.7%	96,576	4.7%
燃料油脂費	113,576	5.4%	85,012	4.2%	85,012	4.2%
車両修繕費	62,653	3.0%	61,986	3.0%	61,986	3.0%
車両償却費	53,084	2.5%	44,301	2.2%	44,301	2.2%
その他運送費	392,498	18.6%	339,045	16.6%	339,045	16.6%
一般管理費	220,613	10.5%	213,394	10.4%	213,394	10.4%
営業外費用	25,460	1.2%	23,499	1.2%	23,499	1.2%
小計	2,063,742	98.0%	2,003,133	98.0%	2,003,133	98.0%
適正利潤	41,783	2.0%	41,783	2.0%	41,783	2.0%
運送原価(計)	2,105,525	100.0%	2,044,916	100.0%	2,044,916	100.0%
利潤込収支差	△ 137,836		△ 95,678		0	
利潤込収支率	93.5%		95.3%		100.0%	
所要増収額	137,836		95,678			
(所要)増収率	7.1%		5.0%			

所要増収率の算定根拠【群馬県B地区】

原価対象事業者 10社

(単位:千円)

項目	26年度 実績		28年度 査定		28年度 改定後	
	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比
運送収入	905,281	98.5%	904,287	98.5%	947,337	98.5%
運送雑収	353	0.0%	353	0.0%	353	0.0%
営業外収益	13,665	1.5%	13,665	1.5%	13,665	1.4%
計	919,299	100.0%	918,305	100.0%	961,355	100.0%
人件費計	557,223	56.9%	576,531	60.0%	576,531	60.0%
運転者人件費	443,891	45.3%	460,460	47.9%	460,460	47.9%
(うち福利厚生費事業者負担分)	(57,692)	5.9%	(58,639)	6.1%	(58,639)	6.1%
その他人件費	113,332	11.6%	116,071	12.1%	116,071	12.1%
燃料油脂費	74,376	7.6%	73,420	7.6%	73,420	7.6%
車両修繕費	35,379	3.6%	35,035	3.6%	35,035	3.6%
車両償却費	10,582	1.1%	7,759	0.8%	7,759	0.8%
その他運送費	110,634	11.3%	81,648	8.5%	81,648	8.5%
一般管理費	94,512	9.6%	89,713	9.3%	89,713	9.3%
営業外費用	5,961	0.6%	5,785	0.6%	5,785	0.6%
小計	888,667	90.7%	869,892	90.5%	869,892	90.5%
適正利潤	91,463	9.3%	91,463	9.5%	91,463	9.5%
運送原価(計)	980,130	100.0%	961,355	100.0%	961,355	100.0%
利潤込収支差	△ 60,831		△ 43,050		0	
利潤込収支率	93.8%		95.5%		100.0%	
所要増収額	60,831		43,050			
(所要)増収率	6.7%		4.8%			

所要増収率の算定根拠【山梨県A地区】

原価対象事業者 16社

(単位:千円)

項目	26年度 実績		28年度 査定		28年度 改定後	
	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比
運送収入	1,400,652	96.7%	1,318,765	96.5%	1,387,394	96.6%
運送雑収	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
営業外収益	48,307	3.3%	48,307	3.5%	48,307	3.4%
計	1,448,959	100.0%	1,367,072	100.0%	1,435,701	100.0%
人件費計	763,568	50.5%	753,798	52.5%	753,798	52.5%
運転者人件費	731,564	48.4%	721,012	50.2%	721,012	50.2%
(うち福利厚生費事業者負担分)	(70,414)	4.7%	(68,260)	4.8%	(68,260)	4.8%
その他人件費	32,004	2.1%	32,786	2.3%	32,786	2.3%
燃料油脂費	127,926	8.5%	105,654	7.4%	105,654	7.4%
車両修繕費	41,285	2.7%	38,806	2.7%	38,806	2.7%
車両償却費	56,025	3.7%	46,955	3.3%	46,955	3.3%
その他運送費	184,207	12.2%	158,673	11.1%	158,673	11.1%
一般管理費	260,366	17.2%	254,586	17.7%	254,586	17.7%
営業外費用	21,041	1.4%	19,596	1.4%	19,596	1.4%
小計	1,454,418	96.2%	1,378,068	96.0%	1,378,068	96.0%
適正利潤	57,633	3.8%	57,633	4.0%	57,633	4.0%
運送原価(計)	1,512,051	100.0%	1,435,701	100.0%	1,435,701	100.0%
利潤込収支差	△ 63,092		△ 68,629		0	
利潤込収支率	95.8%		95.2%		100.0%	
所要増収額	63,092		68,629			
(所要)増収率	4.5%		5.2%			